

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月25日
【会社名】	アストマックス株式会社
【英訳名】	ASTMAX Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 牛嶋 英揚
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田二丁目10番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役会長兼社長牛嶋英揚は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制は、合理的な範囲で達成しようとするものでありますが、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合があるなど、固有の限界を有しているため、内部統制の目的を絶対的に保証するものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日とし、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価にあたっては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の整備及び運用状況の評価し、その評価結果を踏まえて、財務報告全体に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性の重要性を検討し、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社計9社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスにおける内部統制については、当社グループが主として総合エネルギー業を営んでいることから、事業の規模を示す指標として営業収益が適切であると判断し、全社的な内部統制の評価結果が良好であることを踏まえて、営業収益（連結消去仕訳後）のおおむね3分の2程度に達するまで計4事業を「重要な事業拠点」として選定いたしました。選定した事業拠点においては、財務報告全体に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として営業収益、営業費用、営業未収入金、先物取引評価差金に至る業務プロセスを評価対象といたしました。さらに、選定した事業拠点にかかわらず、それ以外の事業をも含めた範囲について、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス（地熱発電開発事業の固定資産の減損判定プロセス等）を評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、2026年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。